

同居家族等がいる場合の生活援助利用の流れ

※ 同居家族等がいる場合に生活援助を算定するときは、まずフローチャートで確認し、サービスが必要であると判断した場合、事前に市に利用申出書を提出してください。

◎ 「生活援助算定」確認フローチャートをチェック

① 申し出（サービス提供日の2週間前までに提出）

- 申し出が必要となる場合
 - ・ 生活援助を初めて利用する場合(新規)
 - ・ 利用申出書を提出し利用していた被保険者が認定を更新し、引き続き生活援助を利用する場合(更新)
 - ・ 利用申出書を提出し利用していた被保険者が認定を区分変更し、引き続き生活援助を利用する場合(変更)
 - ・ その他、市が必要と判断したとき
- ※ 取手市が保険者の被保険者に限ります。他市町村住所地特例者は提出不要です。

○ 申出者

利用者	申出者	備考
要介護認定者	居宅介護支援事業所	
要支援認定者	地域包括支援センター	地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託する場合は、居宅介護支援事業所が地域包括支援センターに申出書を提出してください。
事業対象者		

- 提出書類
同居家族がいる場合の生活援助の利用申出書
- 提出時期
サービス提供予定日の2週間前
- 提出場所
 - ・ 要介護者：高齡福祉課のみ(藤代総合窓口課は不可)
 - ・ 要支援者：地域包括支援センター
- ※ 夫婦二人分を申し出る場合、どちらかが要支援認定者であれば、夫婦二人分を地域包括支援センターに提出してください。

② 受付

- 必要に応じ、高齡福祉課より聞き取り及び追加資料の請求を行います。

③ 結果（申出書提出後、1週間以内に通知）

- 生活援助の可否を判断し、結果を通知します。
申出書の可否欄にチェックを入れ、公印を押したものを返却します。(コピーを高齡福祉課で保管。)
要支援者は包括支援センターを経由して返却します。
- 有効期間
介護(支援)の認定有効期間
- 結果通知の時期
申請書提出後、1週間以内に通知

④ ケアプランの作成、サービス担当者会議で確認

⑤ サービスの提供

⑥ モニタリングの実施

※令和2年4月から運用開始。今後、変更が生じた場合は、適宜通知等にてお知らせします。